

松前町教育委員会における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第7条に規定する事項に関し、教職員等（教育委員会事務局及び教育委員会が所管する教育機関（町立小中学校を除く。以下「事務局等」という。）の職員（非常勤職員及び臨時的に任用された職員を含む。）並びに町立小中学校に勤務する教職員（講師並びに非常勤職員及び臨時的に任用された職員を含む。）をいう。以下同じ。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 教職員等は、事務局等の事務若しくは事業又は町立小中学校の校務（以下「教育委員会の事務又は校務」という。）を執行するに当たり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。）をいう。以下同じ。）を理由として、障がい者（障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益（安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等をいう。以下同じ。）を侵害してはならない。この場合において、教職員等は、別記に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第3条 教職員等は、教育委員会の事務又は校務を執行するに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合又は当該障がい者の家族その他の関係者からその旨の申立てがあった場合において、その提供に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、当該社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を提供しなければならない。この場合において、教職員等は、別記に定める留意事項に留意するものとする。

(所属長の責務及び相談体制)

第4条 教職員等のうち、所属長（教育委員会事務局の各課長、教育委員会が所管する教育機関（町立小中学校を除く。以下同じ。）の長及び町立小中学校長をいう。以下同じ。）は、障がい者を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項に留意して障がい者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう努めるとともに、障がい者に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障がい者を理由とする差別の解消に関し、その管理し、又は監督する教職員等の注意を喚起し、認識を深めさせること。
- (2) 合理的配慮の必要性が確認された場合は、その管理し、又は監督する教職員等に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 所属長は、障がい者及びその家族その他の関係者から教職員等による不当な差別的取扱い又は

合理的配慮の不提供に関する相談等があった場合は、相談者から相談の内容となる事実の詳細その他必要な情報を聴取し、障がい者を理由とする差別があると認めるときは、教育委員会事務局の各課にあつては人事担当課と、教育委員会の所管する教育機関及び町立小中学校にあつては教育委員会事務局と、それぞれ連携し、及び協調して、速やかに是正措置及び再発防止策をとるなど適切に対応しなければならない。

3 教育長は、必要に応じて所属長からの相談に応じるものとする。

(懲戒処分等)

第5条 教職員等は、障がい者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の提供をしない場合は、その態様によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったものとして、懲戒処分等に付されることがある。

(研修及び啓発)

第6条 教育長は、障がい者を理由とする差別の解消の推進を図るため、教職員等に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 新たに教職員等となった者にあつては障がい者を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解するため、新たに所属長となった者にあつては障がい者を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解するため、前項の研修を受講するよう努めなければならない。

3 所属長は、その管理し、又は監督する教職員等に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者に対して適切に対応する意識の啓発を図るものとする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。